

## 「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領

### (事業の目的)

第1 岐阜県は、岐阜県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、岐阜県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、マッチング支援事業を実施する。

### (事業の概要)

第2 岐阜県は、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県（以下、「東京圏」という。）の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て掘り起しを行った中小企業等の求人情報について、当該サイトへの掲載を行う。

### (事業の実施)

第3 岐阜県は、マッチング支援事業を、次のとおり実施する。

#### (1) マッチングサイトの運営

①に定める要件を満たす「東京圏からの移住支援事業費補助金（以下、「移住支援金」という）」の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの運営を行う。

##### ① 支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等でないこと。

(イ) 資本金 10 億円以上の法人でないこと。

(ウ) みなし大企業でないこと。

(本事業に係る「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する法人とする。)

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

・資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

(エ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）にある法人であること。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人の登録

岐阜県知事は、以下のとおり、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式第1号）に加え、(1)

①の要件に該当することを証する書類を岐阜県知事に提出するものとする。

② 登録

岐阜県知事は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

③ 変更

移住支援金の対象法人の登録申請者は、本事業の登録の内容に変更があったときは、変更届（様式第2号）により速やかに岐阜県知事へ届け出るものとする。

④ 抹消

移住支援金の対象法人の登録申請者は、本事業の登録の抹消を希望するときには、抹消届（様式第3号）により岐阜県知事へ届け出るものとする。

⑤ 取消

岐阜県知事は、移住支援金の対象法人が虚偽の内容を申請したことが判明したときは、本事業の登録を取り消すことができるものとする。

(3) 対象法人、掲載求人に係る情報共有

岐阜県は、移住支援金の対象法人及びマッチングサイトの掲載求人について、県内市町村の求めに応じて情報共有することとする。

(登録の有効期限)

第4 登録の有効期限は、マッチング支援事業が継続する限りとする。

(協力)

第5 岐阜県と市町村は、マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(指導監督)

第6 岐阜県は、この登録に関する事項について、必要に応じて、移住支援金の対象法人に対して報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、マッチング支援事業に関して必要な事項は、岐阜

県が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、2019年3月1日から施行する。

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者の概要

フリガナ		フリガナ	
法人名	印	法人代表者 役職・氏名	
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号 ※法人登記参照		担当者名	(所属)
メールアドレス			(氏名)
企業概要	(設立年月日、資本金、従業員数、業績及び主な取扱品等を記載)		

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

官公庁等ではないこと	A. 該当する	B. 該当しない
資本金10億円以上の法人ではないこと	A. 該当する	B. 該当しない
みなし大企業ではないこと（※1）	A. 該当する	B. 該当しない
本社所在地が東京圏（※2）以外の地域又は条件不利地域（※3）にある法人であること	A. 該当する	B. 該当しない
雇用保険の適用事業主であること	A. 該当する	B. 該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	A. 該当する	B. 該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと	A. 該当する	B. 該当しない

(2) その他

下記「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」の内容について（※4）	A. 誓約する	B. 誓約しない
--	---------	----------

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、登録対象となりません。

3 添付書類

(1) 法人の登記簿謄本

管理コード（岐阜県使用欄）	
---------------	--

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

※4 移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

1 岐阜県移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び岐阜県内の市町村から求められた場合には、それに応じること。

2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じること。

●留意事項

マッチングサイトへの掲載には、県の登録と併せて、岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）への求人登録が必要となります。

求人移住支援金の対象求人の登録要件

- （ア）県内に事業所または就業地を有すること
- （イ）週20時間以上の無期雇用契約であること
- （ウ）その他岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）が定める求人として必要な事項を満たすこと

移住支援金対象法人に係る登録変更届

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地 (〒 )

名 称  
代表者役職 ・ 氏名 ⑩

移住支援金の対象法人に係る登録に関して変更事項がありましたので、「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領に基づき変更を届け出ます。

記

- 1 変更の内容  
(変更前)

(変更後)

- 2 添付書類
  - ・ 上記に係る変更内容を証明する書類の写し

様式第3号

移住支援金対象法人に係る登録抹消届

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地 (〒 )

名 称  
代表者役職 ・ 氏名 ⑩

移住支援金の対象法人に係る登録について、下記の理由により登録の抹消を希望しますので、「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領に基づき届け出ます。

記

(理由)